

兵高教組  
**調査情報**  
 2012年12月3日 **27号**

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

# 400万円を超える退職手当大幅削減

## 県教委、高教組に交渉を打診

11月30日、高教組に対し、県教委より退職手当大幅削減案についての交渉を行いたいとの打診がありました。確定交渉における「12月中には交渉の申し入れはない」との確認に反するものであり、高教組は、12月3日、県教委に説明を要求し交渉を行います。

### 信義違反！確定交渉での確認を反故に

退職手当については、県教委は第4回確定交渉で「然るべき時に協議させていただきたい」と回答しました。しかし、その後の第5回交渉(11/27)で、雨松委員長が「退職手当について提起がないということは、少なくとも今年度はないと考える。まさか12月に申し出があるという非常識なことはないと認識している」と念押ししましたが、最終第6回交渉でも何の提起もありませんでした。このような確認があるにもかかわらず、1月から大幅引き下げの段階実施という提案を打診してくるなど、交渉ルールに反するもので、許されません。

### 400万超の削減は退職後の人生設計を

成り立たなくさせる

400万円を超える突然の退職手当削減は、退職後の人生設計を大きく狂わせるものです。大震災による住宅ローンを抱えた教職員も多いのです。また、退職手当削減は生涯賃金の大幅削減でもあり、すべての教職員に大きな影響を与えるものです。県行革による5%にも及ぶ賃金カットが続いていますが、このうえ、国が実施したからといって退職手当の大幅削減を行うことなど決して許されません。

国家公務員の退職手当引き下げの元となったのは人事院の官民比較調査ですが、公務員の退職手当はもともと民間準拠の根拠はなく、公務の特殊性からも考慮されるべきものです。

### 退職手当削減の例

(国家公務員と同じ改悪がなされ、他の条件(給料表など)が現行のままの場合)

教諭：勤続35年以上、通常の昇給で最高号給に達して定年退職する場合

	給料(調整額)	×		×		+	退職手当の調整額	=	退職手当額
現 行	451,672	×	5.7	×	104/100	+	2,010,000	=	約 2878万5千 円
2013. 1.1~	"	×	5.7	×	<u>98/100</u>	+	"	=	約 2724万 円
2013.10.1~	"	×	5.7	×	<u>92/100</u>	+	"	=	約 2569万6千 円
2014. 7.1~	"	×	5.7	×	<u>87/100</u>	+	"	=	約 2440万8千 円

臨時講師：大卒後すぐ講師になり、1年で任用が一旦切れる場合の退職手当

	給料(調整額)	×		×	=	退職手当額
現 行	202,176	×	0.6	×	=	約 12万1千3百 円
2013. 1.1~	"	×	0.6	×	<u>98/100</u>	= 約 11万8千9百 円
2013.10.1~	"	×	0.6	×	<u>92/100</u>	= 約 11万1千6百 円
2014. 7.1~	"	×	0.6	×	<u>87/100</u>	= 約 10万5千5百 円

： 条例本則で定められる支給月数

： 条例付則に設けられている「調整率」

・ 今回の改悪は、この調整率を段階的に引き下げます。しかも、現行は、勤続20年以上・自己都合退職以外の退職に適用されていたものを、今回100/100を切ることから、勤続年数・退職理由に関わらず適用されます。